

2018年9月18日

受益者の皆様へ

ベアリングス・ジャパン株式会社

「ベアリング欧州株ファンド」
信託約款の変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、弊社では、ご投資いただいております「ベアリング欧州株ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）におきまして、2018年11月30日より下記の通り、信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

敬具

記

1. 予定しております信託約款の変更内容および変更理由

当ファンドの現在の信託財産規模および当ファンドの商品性の維持に鑑みて、信託期間を無期限から有期限（平成31年4月26日（該当日が国民の祝日となった場合は翌営業日））に変更いたします。また、当該有期限までに運用の更なる継続が受益者のためにとって望ましいと判断される場合には受託者と協議のうえ信託期間を延長できる規定を設けます。

<約款変更新旧対照表>

変更後	変更前
<p>【信託期間】</p> <p>第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成31年4月26日（該当日が国民の祝日となった場合は翌営業日）までとします。</p> <p>② 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。</p> <p>以上</p>	<p>【信託期間】</p> <p>第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項ならびに第2項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による解約の日までとします。</p> <p>（新設）</p> <p>以上</p>

2. 信託約款の変更手続および日程

事項	日程
新聞公告日（日本経済新聞朝刊）	2018年9月18日
異議申立期間	2018年9月18日から2018年11月5日
約款変更の可否判断日	2018年11月6日
約款変更予定日	2018年11月8日
反対受益者の買取請求期間	2018年11月9日から2018年11月28日
約款変更適用予定日	2018年11月30日

- ・公告日現在の当ファンドの受益者の皆様は、信託約款の変更にご異議がある場合、異議申立期間中に、委託会社であるベアリングス・ジャパン株式会社に対し、書面により、この信託約款の変更に対して異議申立ができます。詳細は「3. 異議申立の方法について」をご参照ください。
- ・異議申立期間中に異議申立をされた受益者の受益権の合計口数が、当ファンドの2018年9月18日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、2018年11月30日に適用となる信託約款の変更を行います。その場合、次回作成（2019年1月決算時）の運用報告書に信託約款の変更を行った旨記載いたします。上記異議申立にかかる受益権の合計口数が2018年9月18日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、信託約款の変更は行いません。
- ・信託約款の変更を行わない場合は、異議申立期間終了後速やかに、信託約款の変更を行わない旨を日本経済新聞朝刊にて公告するとともに、書面にて受益者の皆様にお知らせいたします。
- ・信託約款の変更を行う場合、異議申立をされた受益者は、自己に帰属する受益権の買取を請求することができます。詳細については、「4. 異議申立をされた受益者の信託財産による買取請求手続について」をご参照ください。

3. 異議申立の方法について

当ファンドにおいて予定しております信託約款の変更に対し、ご異議のある受益者の方は、お手数をおかけいたしますが、書面に（1）の内容をご記入の上、（2）の宛先まで 2018年11月5日必着で封書等によるご郵送にてご異議をお申立てください。

この信託約款の変更について、ご異議のない場合は、何のお手続も必要ございません。

(1) ご記入いただく内容

①住所

②氏名（ご記名、ご捺印*をお願いいたします。）

※ご捺印は、取扱販売会社へのお届け印のご印鑑をお願いいたします。但し、お届け印の登録がない販売会社でご購入の場合、捺印は不要です。

③電話番号（日中連絡先）

④ファンド名（「ベアリング欧州株ファンド」とご記入ください。）

⑤取扱販売会社、取引店名、口座番号、保有口数

⑥信託約款の変更について反対する理由

(注1) 当ファンドを複数の販売会社の口座でお持ちの方、同一販売会社であっても複数の取引店の口座でお持ちの方は、保有する全ての取扱販売会社、取引店名、口座番号、2018年9月18日現在の保有口数（2018年9月13日までに取得のお申込みがなされた受益権口数を含みます。）をご記入ください。

(注2) 上記の記入内容に不備等がある場合、異議申立の受付ができなくなる場合があります。

(注3) 異議申立をされた受益者の受益権合計口数確認のため、取扱販売会社に対して口座等の確認を行う場合があります。従いまして、異議申立をされた受益者は、当該異議申立の情報については弊社が取扱販売会社と共有することにつき同意されたものとします。

(注4) 必要がある場合は、ご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

(注5) 異議申立の際のはがきや封書につきましては受益者にてご用意ください。また、切手代等の郵送費につきましても受益者のご負担をお願いいたします。

(注6) 公告日を過ぎて取得した受益権（2018年9月14日以降取得申込分）については、上記異議申立の権利はございませんのでご了承ください。

弊社が本件で取得した情報は、当ファンドの信託約款の変更に関する法令に基づく手続（異議申立の手続、信託約款の変更が確定した際の反対者への買取請求書類の発送）のみに利用するものとし、当該目的以外には利用しません。

(2) 宛先

〒104-0031

東京都中央区京橋二丁目2番1号

京橋エドグラン7階

ベアリングス・ジャパン株式会社 法務・コンプライアンス部 宛

4. 異議申立をされた受益者の信託財産による買取請求手続について

異議申立をされた受益者の受益権の合計口数が、当ファンドの2018年9月18日現在の受益権総口数の2分の1を超えず、当ファンドの信託約款を変更することとなった場合、異議申立をされた受益者は、以下の手続により、自己に帰属する当ファンドの受益権について、信託財産による買取を請求（以下、「買取請求」といいます。）することができます。

なお、異議申立をされた受益者が、必ず信託財産による買取を請求しなければならないものではありません。

また、異議申立期間中、買取請求受付期間中ともに、本件信託約款の変更に異議申立をされたか否かにかかわらず、通常通り、ご換金（解約請求）のお申込みを受け付けいたします。

ただし、買取請求された受益権については、ご換金（解約請求）のお申込みをすることができなくなりますのでご注意ください。

（1） お手続について

- ① 異議申立をされた受益者に対し、委託会社（ベアリングス・ジャパン株式会社）から「買取請求手続について」を発送
- ② 買取請求必要書類へのご記入
- ③ ご購入の販売会社の取扱店へ買取請求必要書類をご提出
- ④ 販売会社、委託会社を通じて受託会社（三井住友信託銀行株式会社）へ買取請求必要書類を送付
- ⑤ 受託会社での買取請求必要書類受理
- ⑥ 信託財産による買取の受付、買取の実行
- ⑦ 受託会社よりご指定の銀行等の口座への買取代金のお振込み（振込手数料、計算書送付費用等の買取事務に関する費用は受取人負担）

（2） 買取請求の相手方

買取請求は、信託約款の変更に對し異議申立をされた受益者が、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第25条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づいて受託会社に対して行うものであり、取扱販売会社に対して行うものではありません。

（3） 買取価額

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。公正な価額とは、原則として受託会社が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日に算出される基準価額とさせていただきます。

なお、個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます（税法が改正された場合には、前記の取扱いが変更になることがあります）。

(4) 買取請求受付期間

2018年11月9日から2018年11月28日まで

(5) その他

上記の手続が必要となるため、買取代金のお受取りまでに通常のご換金よりも日数を要する可能性がございます。また、買取事務に関する費用（振込手数料および計算書送付費用等）のご負担がございます。（買取請求口数によりましては、買取事務に関する費用が買取代金を上回り、別途当該費用をご負担いただく場合もございます。）

※買取請求手続につきましては、本件信託約款の変更に関して異議申立をされた受益者の方へ異議申立期間終了後に改めてご案内いたします。

また、受託会社が所轄税務署へ提出する買取にかかる支払調書に、買取請求者の個人番号（マイナンバー）または法人番号の記載が必要となるため、買取請求書をご提出いただいた受益者の方へ受託会社より個人番号等の確認に伴う書類の提出が求められる予定です。

5. 本件に関するお問い合わせ先

ベアリングス・ジャパン株式会社

「信託約款の変更」についての受付窓口

電話番号：**03-4565-1040**

（受付時間は午前9時から午後5時までです。ただし、土、日、祝日を除きます。）

以上